

福山市国民健康保険生活習慣病治療中の人の特定健康診査補足項目健康診査実施要領

第1 趣旨

この要領は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づき、福山市国民健康保険生活習慣病治療中の人の特定健康診査補足項目健康診査（以下「補足項目健診」という。）の実施について、必要な事項を定める。

第2 業務の実施方法等

1 健診の実施方法

補足項目健診を受けようとする者は、現在かかりつけの医療機関へ補足項目健診受診希望の旨を申し出て、特定健康診査受診券（以下「受診券」という。）の提出及び「マイナ保険証又は資格確認書（以下「マイナ保険証等」という。）」を提示するものとする。

2 対象者

補足項目健診の対象者は、当該年度の4月1日に福山市国民健康保険被保険者で、補足項目健診を受診する日において、同被保険者かつ生活習慣病の治療をしている人であり、当該年度において40歳以上75歳以下の年齢に達する者（75歳未満の者に限る。妊産婦、6か月以上入院している者、介護保険施設・障害者支援施設等への入所者その他の厚生労働大臣が定める者を除く。）とする。

3 実施回数

同一人について4月1日から3月31日までの間に1回とする。

第3 周知方法

市は、補足項目健診実施医療機関（以下「実施医療機関」という。）にポスターを掲示する等、周知を図るものとする。

第4 項目及び方法

1 検査項目及び方法については、次のとおりとする。

- (1) 補足項目健診の検査内容は、別表「特定健康診査補足項目健診内容表」（以下「内容表」という。）に定める項目とする。
- (2) 実施医療機関は、所有する「血液検査等の検査結果」（以下「検査結果」という。）を使用する場合は、あらかじめ補足項目健診の受診者（以下「受診者」という。）から同意を得なければならない。
- (3) 実施医療機関は、受診者の「受診券」を受領し、「マイナ保険証等」により本人確認を行うも

のとする。

- (4) 検査結果の使用は、補足項目健診実施日の3か月以内のものとする。
- (5) 内容表の中で、実施医療機関が所有する検査結果以外の項目については、委託料の範囲内で実施するものとする。

2 判定区分

- (1) メタボリックシンドロームの判定に当たっては、いわゆる8学会基準に基づき「基準該当」、「予備群該当」、「非該当」のいずれかにより判定する。
- (2) 医師の診断においては、実施医療機関の医師が、補足項目健診検査項目の判定値を参考に、総合的に判断し、「治療中」「要再検査」「経過観察」「その他」のいずれかにより判定するものとする。

第5 指導

実施医療機関は、補足項目健診において異常所見を有する者に対しては、受診し治療することを指導するものとする。

第6 負担金

実施医療機関は、負担金を徴収しないものとする。

第7 健康診査結果の報告

医療機関は、健康診査を行った月の翌月10日までに、診査票を市に提出する。

第8 健康診査結果の通知

実施医療機関は、受診者に対し、健康診査結果の通知を実施後1か月以内に行うものとする。

第9 記録の整備

- 1 市は、診査票を5年間保管するものとする。
- 2 実施医療機関は、記録を少なくとも5年間保存するものとする。

附 則

この要領は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2018年（平成30年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2023年（令和5年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。ただし、第2の1及び第4の1の(3) 国民健康保険資格確認書の部分は、同年12月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、2024年（令和6年）12月2日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に交付されている国民健康保険被保険者証については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和6年厚生労働省令第119号）の規定による改正前の健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）の規定により定められた当該被保険者証の有効期間が経過するまでの間は、なお従前の例による。

別表

特定健康診査補足項目健診内容表

既往歴	
服薬歴（服薬状況）	
自覚症状	
他覚症状	
喫煙歴（喫煙状況）	
身体計測	身長
	体重
	BMI
	腹囲
血圧	収縮期血圧
	拡張期血圧
血中脂質検査 ※1	空腹時中性脂肪
	HDL-コレステロール
	LDL-コレステロール
	Non-HDLコレステロール ※2

肝機能検査	AST (GOT)
	ALT (GPT)
	γ -GT (γ -GTP)
血糖検査 ※3	空腹時血糖
	HbA1c (NGSP値)
	食後3.5時間以降の血糖
腎機能検査	クレアチニン
	e-GFR
尿検査	糖
	蛋白
メタボリックシンドローム判定	
医師による総合判定	

※1 空腹時中性脂肪は、採血時間が絶食10時間以上経過していること。

やむを得ず空腹時以外に採血を行う場合は、随時中性脂肪（絶食10時間未満）による血中脂質検査を行うことを可とする。

※2 空腹時中性脂肪又は随時中性脂肪が400mg/dl以上である場合又は食後に採血する場合には、LDLコレステロール量の検査に代えて、Non-HDLコレステロール（総コレステロールからHDLコレステロール量を除いたもの）の検査を行うことができる。

※3 空腹時血糖又はHbA1c（NGSP値）のいずれかを測定すること。

空腹時血糖は、採血時間が絶食10時間以上経過している場合に実施し、空腹時血糖が測定できない場合は、HbA1c（NGSP値）を測定すること。

やむを得ず空腹時以外に採血を行い、HbA1c（NGSP値）を測定しない場合は、随時血糖（食事開始時から3.5時間以上絶食10時間未満）による血糖検査を行うことを可とする。